

「」で囲った箇所は、商業上の護
上の機微情報であり、非公開です。

三菱原子燃料株式会社
加工事業変更許可申請の概要について

平成20年5月
経済産業省
原子力安全・保安院

目 次

I	申請の概要	
1.	名称及び住所並びに代表者の氏名	1
2.	変更に係る事業所の名称及び所在地	1
3.	申請年月日	1
4.	申請内容	1
5.	工期	1
6.	工事に要する資金の調達計画	1
II	主な変更の内容	2

I 申請の概要

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 三菱原子燃料株式会社

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

代表者氏名 代表取締役社長 北村 光一

2. 変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 三菱原子燃料株式会社

所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

3. 申請年月日

平成19年6月20日（平成19年7月13日付け及び平成20年4月10日付け一部補正）

4. 申請内容

II 主な変更の内容のとおり

5. 工期

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
化学処理施設	■■■■■	■■■■■		
成形施設	■■■■■			
被覆施設	■■■■■			
貯蔵施設	■■■■■			
廃棄施設	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
その他の加工施設	■■■■■			

6. 工事に要する資金の調達計画

本変更の工事に要する資金は約:.....円であり自己資金を用いる。

II 主な変更の内容

主な変更の内容は、次のとおりである。

1. 化学処理施設の変更

- (1) 工場棟の化学処理施設第1ラインの沈殿ろ過設備に、遠心分離機1基及び洗浄槽4基を増設する(図1)。

変更前			変更後		
設置場所	設備及び機器の種類	個数	設置場所	設備及び機器の種類	個数
転換加工室	沈殿ろ過設備	1式	転換加工室	沈殿ろ過設備	1式
	沈殿槽	4		沈殿槽	4
	熟成槽	10		熟成槽	10
	遠心分離機	<u>3</u>		遠心分離機	<u>4</u>
	洗浄槽	<u>4</u>		洗浄槽	<u>8</u>

- (2) 水蒸気による加水分解法に係る設備であるUF₆蒸発加水分解設備の加水分解装置1基と溶解槽2基及び粉末輸送設備の粉末輸送装置1基の設置を取り止める(図1)。

変更前			変更後		
設置場所	設備及び機器の種類	個数	設置場所	設備及び機器の種類	個数
原料倉庫 及び 転換加工室	UF ₆ 蒸発加水分解設備	1式	原料倉庫 及び 転換加工室	UF ₆ 蒸発加水分解設備	1式
	蒸発器	4		蒸発器	4
	加水分解装置	<u>3</u>		加水分解装置	<u>2</u>
	調液貯槽	4		調液貯槽	4
	溶解槽	<u>2</u>			
原料倉庫 及び 転換加工室	粉末輸送設備	1式	転換加工室	粉末輸送設備	1式
	粉末輸送装置	<u>8</u>		粉末輸送装置	<u>7</u>

- (3) イオン交換材吸着ウラン等からのウランを回収するため、ウラン回収設備の一部設備の酸洗装置2基、溶解槽1基、沈殿槽1基、遠心分離機1基及び乾燥機1基を撤去し、酸洗装置1基、イオン交換装置1基、溶出槽2基、溶出液受槽3基、リサイクル液受槽3基、沈殿槽2基、遠心分離機1基及び乾燥機1基を設置するとともに、既設のスクラップ仮焼炉をウラン回収設備に区分変更する。(図2)。

変更前			変更後		
設置場所	設備及び機器の種類	個数	設置場所	設備及び機器の種類	個数
チェックタンク室 及び 転換加工室	ウラン回収設備	1 式	廃棄物処理室、チ ェックタンク室 及び 転換加工室	ウラン回収設備	1 式
	酸洗装置	2		酸洗装置	1
	溶解槽	2		イオン交換装置	1
				溶解槽	1
	沈殿槽	2		溶出槽	2
				リサイクル液受槽	3
				溶出液受槽	3
				沈殿槽	3
遠心分離機	2	遠心分離機	2		
乾燥機	2	乾燥機	2		
仮焼炉	1	仮焼炉	1		
			スクラップ 仮焼炉	1	

- (4) 濃縮度混合設備に、粗成型用プレス及び造粒機各 1 機を新設する。
- (5) ウラン溶液に係る設備について温度による影響を受けない材質に変更したため、その熱的制限値（110℃以下）を削除する。
- (6) 廃棄施設のシリンダ洗浄設備のうち、洗浄残渣沈殿槽と遠心分離機を化学処理施設のウラン回収設備に区分変更する（図 3）。

2. 貯蔵施設及び最大貯蔵能力の変更

- (1) 原料貯蔵所に粉末貯蔵設備（最大貯蔵能力 43.8t-U）を新設する。
- (2) 工場棟の燃料集合体貯蔵室の最大貯蔵能力を 193t-U から 180t-U に変更する。

3. 廃棄施設の変更

- (1) 老朽化した廃水処理所の廃液処理設備（2）を撤去し、転換工場に廃液処理設備（5）を、放射線管理棟に廃液処理設備（6）を新設する。
- (2) 廃液処理設備（2）を撤去後の廃水処理所を第 2 汚染機材保管倉庫に改称し、同倉庫に固体廃棄物の廃棄設備である廃棄物貯蔵設備（6）（保管廃棄能力 450 本（200L ドラム缶換算））を新設する。
- (3) 固体廃棄物の前処理設備として、第 2 廃棄物処理所に破砕機を新設する。

4. 加工の方法

化学処理施設の設備の変更等に伴い、加工の方法を変更する。

5. その他の変更

成形施設、被覆施設及びその他加工設備の附属施設の一部の設備の撤去等

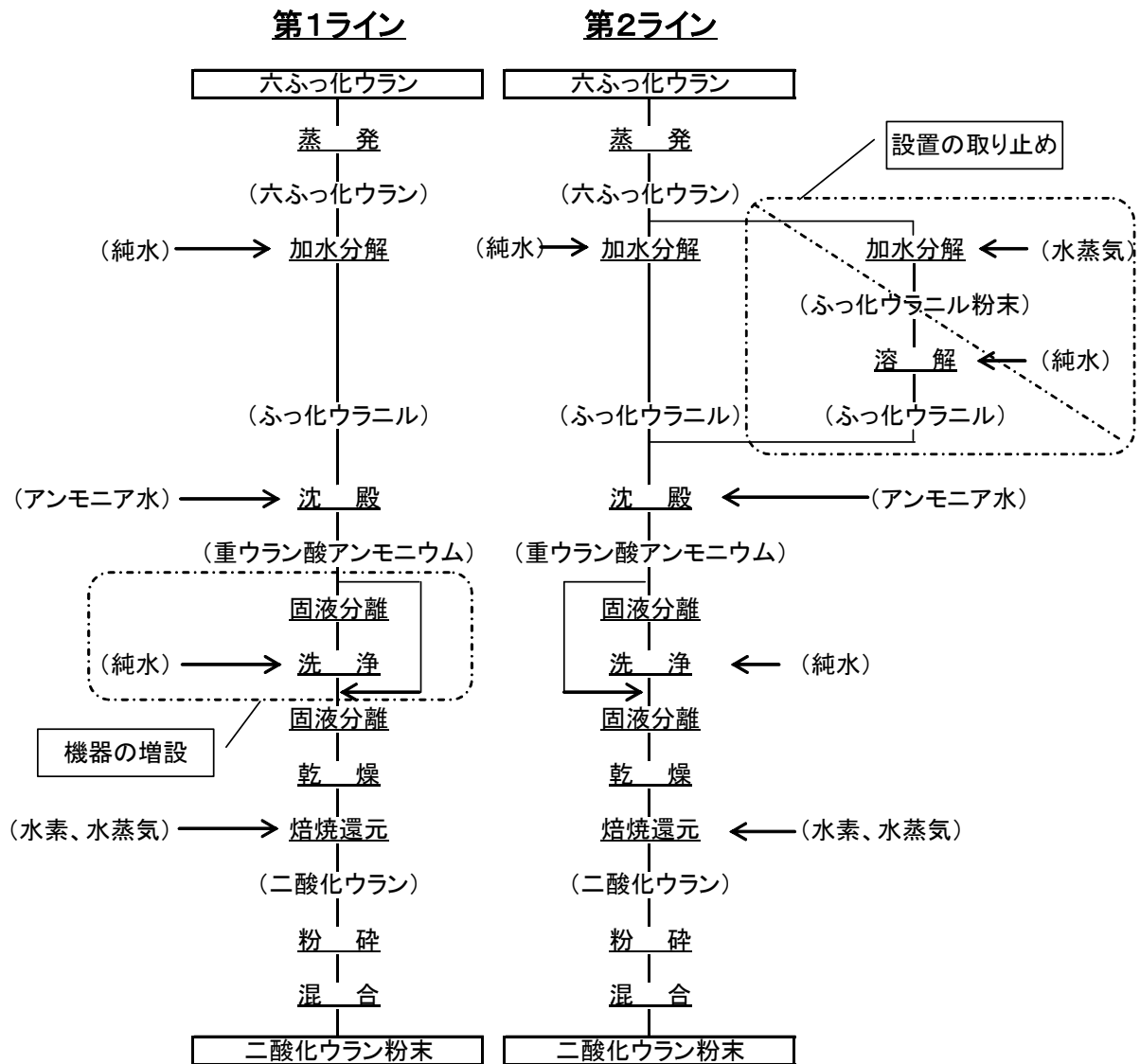


図1 転換加工工程の変更の概要

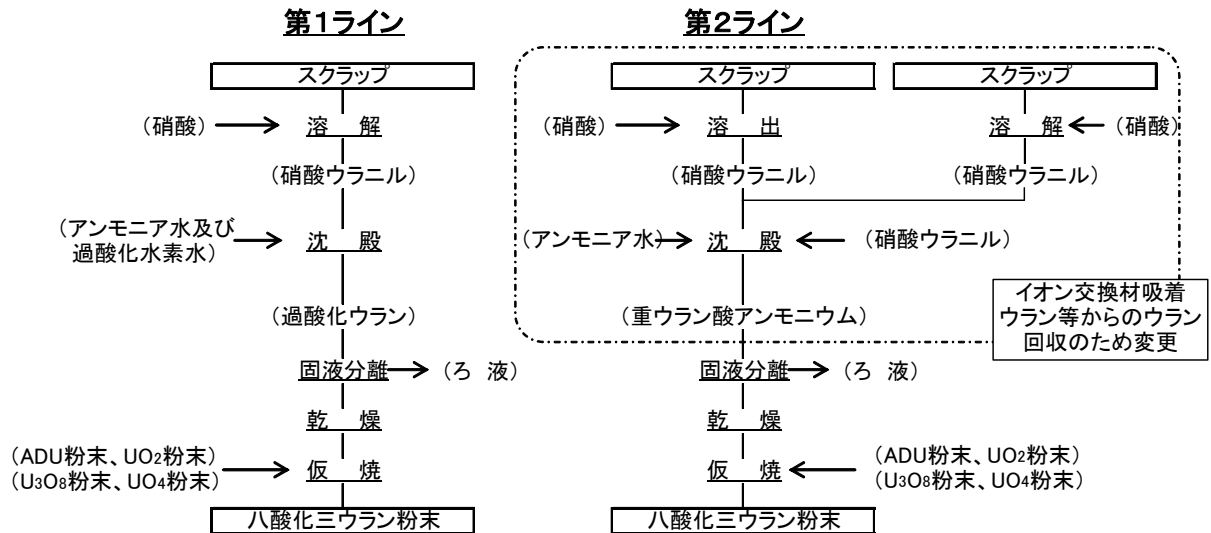


図2 ウラン回収工程の変更の概要

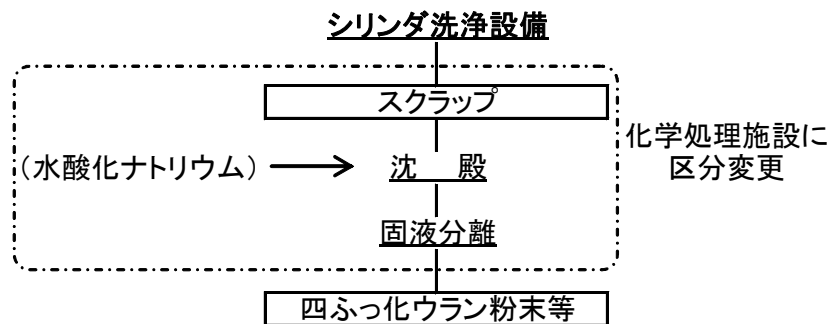


図3 シリンダ洗浄施設の変更の概要